

傍受の原記録の保管に関する通知について

平成12年8月14日総三第88号高等裁判所長  
官，地方裁判所長あて総務局長，刑事局長通達

改正 平成31年4月18日総三第89号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「通信傍受法」という。）第33条の規定による不服申立事件等について，原記録保管裁判官に対して通知する場合を下記のとおり定めましたので，これによってください。

記

別表中「裁判所」欄に掲げる裁判所の裁判所書記官は，「事件」欄に掲げる各事件について，「通知すべき事項」欄に掲げる事項が生じたときは，速やかに，その旨を原記録保管裁判官に通知する。

付 記

この通達は，通信傍受法の施行の日（平成12年8月15日）から実施する。

付 記（平31.4.18最高裁総三第89号）

この通達は，刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の施行の日から実施する。

(別表)

事 件	裁 判 所	通知すべき事項	参考様式
1 通信傍受法第33条の規定による不服申立事件	申立てを受けた裁判所	(1) 申立てがあったこと	別紙様式第1 別紙様式第2
	取下げを受理した裁判所	(2) 申立てが取り下げられたこと	
	裁判をした裁判所	(3) 決定があったこと	
2 1の(3)の決定に対する刑事訴訟法第433条の特別抗告事件	申立てを受けた裁判所	(1) 申立てがあったこと	別紙様式第1 別紙様式第2
	取下げを受理した裁判所（最高裁判所において受理した場合には、最高裁判所から記録の返還を受けた地方裁判所）	(2) 申立てが取り下げられたこと	
	最高裁判所から記録の返還を受けた地方裁判所	(3) 決定があったこと	
3 通信傍受法第37条に規定する罪に係る刑事訴訟法第262条第1項の請求事件	取下げを受理した裁判所	(1) 請求が取り下げられたこと	
	裁判をした裁判所	(2) 付審判請求棄却決定があったこと	
	裁判をした裁判所（最高裁判所において終結した場合には、最高裁判所から記録の返還を受けた高等裁判所）	(3) 付審判決定後、当該被告事件が終結したこと	
4 3の(2)の付審判請求棄却決定に対する刑事訴訟法第419条の抗告事件	申立てを受けた裁判所	(1) 申立てがあったこと	別紙様式第1 別紙様式第2
	取下げを受理した裁判所	(2) 申立てが取り下げられたこと	
	裁判をした裁判所	(3) 抗告棄却決定があったこと	
5 4の(3)の抗告棄却決定に対する刑事訴訟法第433条の特別抗告事件	申立てを受けた裁判所	(1) 申立てがあったこと	別紙様式第1 別紙様式第2
	取下げを受理した裁判所（最高裁判所において受理した場合には、最高裁判所から記録の返還を受けた高等裁判所）	(2) 申立てが取り下げられたこと	
	最高裁判所から記録の返還を受けた高等裁判所	(3) 特別抗告棄却決定があったこと	

(別紙様式第1)

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所

原記録保管裁判官 殿

〇〇〇〇裁判所刑事第 部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

傍受の原記録の保管に関する通知書

〇〇地方裁判所平成 年(む)第 号事件に係る傍受の原記録について、下記のとおり通知します。

記

次のとおり、通信傍受法第33条に基づく不服申立て

刑事訴訟法第419条に基づく抗告の申立て

刑事訴訟法第433条に基づく特別抗告の申立て

があった。

申立年月日	事件番号	裁判所
・		

(注) 該当事項の□にレを付す。

(別紙様式第2)

平成 年 月 日

地方裁判所  
原記録保管裁判官 殿

裁判所刑事第 部  
裁判所書記官

傍受の原記録の保管に関する通知書

地方裁判所平成 年(む)第 号事件に係る傍受の原記録について、下記のとおり通知します。

記

次のとおり事件が終結した。

事 件 番 号	裁 判 所	終 結 年 月 日	終 結 事 由
		・ ・	